

和光市国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務

プロポーザル実施要領

1 業務名

国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務

2 趣旨

国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務について、民間事業者の技術等を活用し、内容点検効果率を向上させることを目的として、公募型プロポーザル方式により、事業者からの企画提案等を受け、最適な委託業者を選考するために必要な事項を定めるものとする。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 履行場所

和光市役所1階 保険年金課 執務室内

午前9時から午後5時まで（土、日曜日・祝日・年末年始を除く）

6 契約上限額

2,904,000円／年（税込み）（予定）

※契約上限額は、本プロポーザルにより契約が成立しても、予算編成により提案金額に添えない場合があります。

7 参加資格要件

以下の条件を全て満たすこと。

なお、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 診療報酬明細書内容点検業務について、別に定める仕様書に掲げる事業内容を効果的・効率的に達成することができる法人又はその他の団体とし、国民健康保険または健康保険組合において同種の事業を受託した実績のある者。
- (2) 次に掲げる事項に該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。
- ② 本市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から2年を経過していない場合。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある場合。
- ④ 法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税及び法人都道府県民税を滞納している場合。この場合において、法人市町村民税及び法人都道府県民税は、応募者の事業所の所在地のものを対象とする。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法に基づく再生又は再生手続きを行っている場合。
- ⑥ 本市から指名停止措置を受けている場合。
- ⑦ 本市と現在係争中の場合。
- ⑧ 公募に関して、公募者の不正な行為が明らかになった場合。

8 実施スケジュール（予定）

本プロポーザルによる事業者選定までのスケジュールは、次の通りとする。（なお、都合により変更する場合がある。）

	項目	日程
1	実施要領の公表	令和8年2月19日（木）
2	質問書の受付期限	令和8年2月25日（水）午後5時まで
3	質問に対する回答	令和8年2月27日（金）
4	参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和8年3月6日（金）午後5時まで
5	一次審査結果通知（発送）	令和8年3月11日（水）
6	二次審査	令和8年3月19日（木）
7	結果通知（発送）	令和8年3月25日（水）
8	契約締結	令和8年4月1日（水）

※ 参加事業者が3者以下の場合是一次審査を省略する。

9 審査及び業者選定

(1) 事業者の選定基準

- ① プロポーザルにおいて、提出書類の内容及びプレゼンテーションによる説明と提案内容に係る見積額を評価し、最も適した提案を選定し、所要の手続きを経て事業者を選定する。
- ② 事業者選定に係る審査は、和光市国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務委託事業者審査会が別に定める「評価基準」により行う。

(2) 事業者の選定方法

① 一次審査（書面審査）

一次審査は、参加資格を有する提案事業者の提出書類に対して実施し、3者を選考する。提案事業者が3者を超えない場合、一次審査を省略し、二次審査を実施する。

② 二次審査

二次審査は、一次審査で選定された提案事業者について、プレゼンテーションにより実施し、1者を選考する。

(3) 事業者の決定

審査会は、プレゼンテーション及び企画提案書、見積書等の総合評価を行い、本事業に最も適した事業者1者を選定する。ただし、総合得点評価の6割を最低基準と定め、総合得点が6割に達しない者は原則として選定しない。

(4) 結果の通知

審査結果は、すべての提案事業者に文書で通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。なお、審査経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

10 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約（ただし、「7 参加資格要件」を満たすこと）

契約締結予定：令和8年4月1日

支払方法：毎月の業務完了後

11 契約の締結

(1) 契約手続き

和光市長は、審査により決定された事業者と業務委託契約の手続きを行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する場合、または和光市から指名停止を受けることとなった場合は、契約の締結を行わない。

(2) 委託内容

別紙「国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務仕様書」を基本とし、本プログラムにおける提案事業者の提案内容を反映したものとする。事業候補者決定後に市と事業候補者として提案内容に基づき協議を行い、仕様書（委託内容）を確定させることとする。必ずしも提案通りの内容で実施できるとは限らないが、提案した内容については委託内容に盛り込まれるものとして実行可能性を十分に検証したうえで提案を行うこと。

1.2 参加手続及び提出書類

(1) 参加表明書・企画提案書等の提出について

① 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務実績調書（様式3）
- エ 従事予定者調書（様式4）
- オ 企画提案書
- カ 見積書

② 提出部数

紙による提出

- ・ 正本 1部（社印及び代表者印を捺印すること）
- ・ 副本 7部（捺印不要）

③ 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで（郵送の場合は当日消印有効）

④ 提出場所

和光市 健康部 保険年金課 国民健康保険担当
351-0192 和光市広沢1-5

⑤ 企画提案書等の返却

すべての提出書類の返却は行わない。

(2) 作成要領

① 企画提案書

ア 以下の項目を提案すること。なお、審査の公平性を確保するため、企画提案書には団体名、企業名、商品名等の固有名詞を記載しないこと。

- 1 診療報酬明細書内容点検実施方法
- 2 診療報酬明細書内容点検業務における契約実績・業務実績
- 3 個人情報保護及び処理等に関する社内体制及び方法
- 4 業務実施に係る業務従事者の経歴や人員の管理体制
- 5 提案価格
- 6 その他

イ 様式は任意とする。

ウ 提案書のページ数等の制限は行わないが、前項アの項目が具体的に分かるよう簡潔明瞭なものとする。

② 見積書

提案事業者の提案を実現するためのすべての経費を計上した見積書を作成すること。提案事業者の提案に付随して、当初予定していなかった経費支出を本市が行うことは困難であるため留意すること。

見積書の様式は自由であるが、別紙「仕様書」の内訳が明らかとなるようにしたうえで、消費税等込みの金額を記載の上、提出すること。

1.3 質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、以下により質疑を行うこと。なお、提出期限後の質問については、受け付けないものとする。

(1) 提出方法

質疑がある場合は、質問書（様式5）を対応窓口あてに電子メールで送信すること。なお、タイトルを「国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務について（貴社名）」とすること。

(2) 提出期限

令和8年2月25日（水）午後5時受信分まで

(3) 回答方法

ホームページにて公開する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(4) 回答日

令和8年2月27日（金）

1.4 プレゼンテーション

企画提案書の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日 時

令和8年3月19日（木）午前10時から

※各社の実施時間については、一次審査結果通知と併せて通知する。

(2) 場 所

和光市市役所 5階 502会議室

(3) 内 容

① プレゼンテーションの時間は準備及び片付けを含め40分以内とする（準備5分、説明20分、質疑応答10分、片付け5分）。

② 提案事業者からのプレゼンテーションの参加者は、3人以内とする。

③ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案事業者側で機器を用意すること。なお、必要に応じて、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは市

が準備をする。

- ④ 当日の説明資料がある場合は、7部用意すること。
- ⑤ あいさつ、会社紹介は不要。
- ⑥ 審査の公平性を確保するため、団体名、企業名、商品名等の固有名詞を用いた説明は行わないこと。

1.5 参加の辞退

プロポーザル参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年3月10日（火）までに辞退届を提出するものとする。提出方法は、上記1.2の参加表明書等の提出方法と同様とする。

1.6 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本要領の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明確なもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められるもの
- (7) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと審査者が認める場合

1.7 その他

- (1) 企画提案に係る費用は提案事業者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取り扱う。
- (4) 本プロポーザルは非公開とする。
- (5) 事業者決定後、審査会は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。さらに、審査会では選考された企画提案書を元に仕様書を作成できるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (7) 企画提案者は、本事業に関して当市が提供した情報等を本事業の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、その

ために必要な措置を講じること。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。

(8) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

18 対応窓口

プロポーザル実施要領全般に係るもの

郵便番号 351-0192

住 所 和光市広沢 1-5

所 属 和光市 健康部 保険年金課 国民健康保険担当

担 当 大坂・鈴木

電 話 048-424-9127

メールアドレス d0400@city.wako.lg.jp